

「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」等の一部改正について

平成31年4月
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 改正の背景及び概要

- 平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震において、苫東厚真発電所のボイラー等の損傷により複数の発電設備が停止し、北海道エリアにおいて、1951年の9電力体制成立以降、我が国初の一エリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生した。

 - こうした自然災害の脅威を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会の下に設置された合同ワーキンググループである電力レジリエンスワーキンググループ（第4回）及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会（第18回）において、発電用火力設備に対して耐震性の確保を義務付けるため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づく技術基準に、耐震性の確保を規定すべきとの結論が得られたところ。

 - 法第39条第1項において、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を、主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないとしており、発電用火力設備が満たすべき技術的要件については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。）で定めている。また、その技術的要件を満たすものと認められる技術的内容の例として具体的な構造、材料等に係る仕様を示した発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号。以下「火技解釈」という。）を定めている。

 - これらを踏まえ、火技省令に火力設備[※]の耐震性の確保を定めるとともに、これを満たす具体的な対策の内容の例として、日本電気技術規格委員会（JES C）により定められた「日本電気技術規格委員会規格 JES C T0001（2014）」を引用するべく、火技解釈を改正する。
- ※既に耐震性の確保が規定されている液化ガス設備は除く。

2. 今後のスケジュール

令和元年6月3日 公布・施行

(参考)

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会/産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 合同 電力レジリエンスワーキンググループ(第4回)資料3 関連ページ5ページ

http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/resilience_wg/pdf/004_03_00.pdf

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会(第19回)資料1-1 関連ページ11~14

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/019_01_01.pdf